

2007年8月20日

埼玉県教育委員会
教育長 島村和男 様

埼玉県教職員組合
中央執行委員長 浅井 勉
栄養職員部部長 加藤 信子

学校栄養職員の定数・配置基準・勤務条件の改善 及び学校給食の改善充実にに関する要求書

私たちは、日本の未来を担う子どもたちのため、安全で豊かなおいしい学校給食を実施できるよう日々努力しています。

昨年の不二家の杜撰な衛生管理、今年のミートホープ社の偽装事件や、中国産食品の農薬違法使用など、食を巡る事件が後を絶ちません。学校給食は子どもたちの心身の発達を保障するため、常により良い条件が求められています。そのためには学校栄養職員の身分・労働条件が一層改善されることが望まれます。

しかし、栄養教諭制度が創設されたとはいえ定数改善は進まず、義務教育国庫負担制度における国の負担割合の削減すら行われ、教育に対する公的責任を放棄する国の姿勢は一向に改善されません。子どもたちの豊かな食生活を保障するため、学校栄養職員が専門性を発揮して職務に専念できるよう以下の項目について要求します。要求内容の趣旨に沿って誠意を持って回答されるようお願い致します。

記

1. 学校栄養職員の身分、労働条件について

教育の機会均等を保障するためには、国の財政措置なしには図られないことから、義務教育費の国庫負担割合を1/2に戻すよう、強く国に働きかけること。

07：県教育委員会といたしましては、義務標準法等に基づき必要とされる教職員定数が措置できるよう必要な財源を確保することについて国に要望しております。

自校給食実施校の小中学校すべてに1校1名の栄養職員を配置し、日々の教育活動の中で児童・生徒に対する食指導を行い、献立作成から給食調理まで自校方式で実施できるようにするために、栄養職員配置基準の抜本的改善などを行うよう国の関係機関に働きかけること。なお、昨年度国への要望は、**どのような機会にどのような方途で行ったのか**を示されたい。

07：教職員定数の改善については引き続き地域の実情などに応じた見直しを行うよう国への要望を行っております。

第8次計画を早期に実現するよう国に要望すること。その際、栄養教諭を栄養職員定数とは別枠で配置するよう併せて国に要望すること。

07：次期教職員定数改善計画の策定について国に対し要望を行っております。

定数内臨採者をなくすこと。また仕事の専門性を考慮し、1年ごとに異動することがないようにすること。併せて年度末にかかる任用期限を教員同様3月30日とすること。

07: 今後とも引き続き定数内臨任者の削減に努めて参りたいと存じます。臨時的任用職員については、任用期限を限定して採用されるものでございまして、一度更新された場合であっても最長一年以内とされているところであり、ご理解いただきたいと存じます。また年度末任期の関係についてでございますが、学校栄養職員に係る臨時的任用については人事委員会の承認事項であり、またその任期は任用の承認にあたっての人事委員会の指導を踏まえたものでございますのでご理解いただきたいと存じます。

年度当初人事異動にあたって機械的に異動させるのではなく、本人の希望を尊重して行うこと。また、現行の栄養職員の配置状況を勘案し、現場の要望を踏まえて市町村への配当を弾力的に行うこと。他市町村の異動については、少数職種であることや仕事内容が市町村により異なることなどから、本人の希望を尊重すること。

07: 本人の意向を考慮いたしますが、人事異動方針に基づく人事異動実現のため、学校栄養職員のご協力もお願い致します。また、配置基準については国の教職員定数改善計画の趣旨に基づき、毎年度県の配当基準を定め改善に努めております。配当に当たりましては県の基準に従い、市町村の状況を加味して配当して参ります。

栄養職員採用試験について、雇用対策法第7条「事業主は、労働者がその有する能力を有効に発揮するために必要であると認められるときは、労働者の募集及び採用について、その年齢にかかわらず均等な機会を与えるように努めなければならない。」の規定からも、受験可能年齢の制限を撤廃すること。

07: 受験年齢に係る制限の撤廃につきましては、採用試験については人事委員会が実施しているところであり、その受験年齢につきましても人事委員会が決定しているところでございます。なお、これまで皆さんのご要望を踏まえ、昨年度人事委員会に働きかけを行った結果、学校栄養職員の受験年齢についてはこれまで年度当初年齢が19から20歳だった要件が、今年度から27歳までに拡大されたところでございますのでご理解頂きたいと思っております。

栄養職員の専門性を考慮し、基本賃金を大幅に引き上げるとともに、下記の点について人事委員会に働きかけること。

ア．現行給料表の中ですでに枠外のものであり、今後頭打ちのものが多数であることが予想されるので、号給のばしをはかること。

07: 平成18年の給与構造見直しにより最高号給を超える昇給は制度上なくなり、今後は最高号給を受ける者の増加が予想されます。号給の増設につきましては毎年度人事委員会に要望しているところでありますが、今年度の勧告においては実現されませんでしたのでご理解を賜りたいと存じます。

イ．時間外勤務手当の支給にあたっては、栄養職員の意見を尊重し、学校長や所属長がこれを認めず手当が支給されないことのないように指導すること。

07: 各学校における時間外勤務の管理につきましては、平成9年12月25日付の「時間外勤務の適正な管理について」により、従来から適正に管理されてきているところでありますが、今後もより一層、適正な管理が為されるよう、市町村教委を通して説明して参りたいと存じます。

ウ．センター等で勤務している栄養職員で時間外勤務が必要であるにもかかわらず、警備等

の関係から自宅での業務の処理を余儀なくされている実態を解決するために行った助言の内容について明らかにすること。

07：各学校の状況に応じて校長が必要と認める時間外勤務については、今後とも校長・市町村教委と良く話し合っただけに実態に即した対応ができるよう、助言して参りたいと考えております。

栄養職員が複数校担当している実態について資料提供されたい。その上でこれらの解消を図ること。

07：栄養職員定数については県の教職員配当基準に基づき算定し、市町村教育委員会に対して配当を行っておりますが、全ての単独実施校に配置を行うことは義務標準法の基準を大きく上回ることになり困難でございます。

職制の名称について、他県の状況の確認等調査研究の結果を示されたい。

07：他県の状況の確認結果につきましては、まず知事部局と同様としている団体が35%、知事部局と一部または全部異なる団体が65%でございます。名称の中に「栄養」という名称を含めているかどうかということでございますが、含めている団体が約60%となっております。こうした結果を踏まえまして今後市町村教育委員会に情報提供致しまして意見を確認する中で学校栄養職員の職名について検討して参りたいと考えております。

「主査」職への昇任については、「選考」をやめ、対象者が昇任できるようにすること。

07：主査の承認基準につきましては 50歳以上58歳未満の者、勤務成績が優れており昇任意欲がある者、人事委員会の行う選考に合格した者、以上3つの要件全てに該当する者としております。今後も当該基準により、適正に取り扱ってまいりたいと考えております。

2. 学校給食共同調理場（給食センター）について

同一校に栄養職員が複数配置されている実態を示されたい。 そうしたケースがある場合、それらを解消すること。またセンターに勤務する栄養職員が日常的に児童生徒の実態を把握し、食の指導を行うために、学校訪問が行えるよう市町村及び所属長を指導すること。

07：地域の実態を把握している市町村、及び所属長が適切に対応していると考えております。

直接受配校に配送される牛乳等の検品・温度管理などの衛生管理チェックリストを各校におくよう市町村を指導すること。

07：学校給食調理場及び共同調理場の受配校においては、納入業者から食品を納入させる場合には検収責任者が必ず立ち会い、納品時間、品質・品温・消費期限などの表示について十分に点検をし、その結果を記録保存するよう、「学校給食衛生管理の基準」に基づいて衛生管理講習会などを通じて今後とも市町村に指導して参ります。

3. 学校給食の改善について

「ドライ運用」の推進について、県の調査によっても実施されていない調理場が、単独校で68、共同調理場でも24箇所という状況にある。100%達成するためには今後どのような施設設備の改善が必要か明らかにし、それが可能となるよう、市町村に対し施設設備の改善に伴

う予算措置を講ずるよう指導すること。

07: 学校給食施設の改築及び新・増築に伴い、ドライシステムを整備する場合には多額の費用を要することから、市町村に対して国の補助制度の活用を周知を図りながら、その推進を働きかけていきたいと存じます。なお、ドライ運用につきましては、ウェットシステムの調理場でも、その実態に応じた運用は可能であることから、研修会等を通じてその徹底を図っております。

教育としての学校給食の本来の在り方として、自校直営方式とセンター方式ではどちらが望ましいと認識しているか明らかにすること。

07: 自校直営方式にするかセンター方式にするかは、各市町村の実態に応じて判断されており、教育における学校給食としてそれぞれ役割を担っていると考えております。

食教育の充実を図り、地域や子どもたちの実態に即した献立づくりを進めるため、適正規模での献立作成に変更した自治体の実態について資料提供すること。

07: 地域や子どもたちの実態に即した献立づくりにおきましては、各市町村が主体的に行っており、適正規模での献立作成に関する指標はございません。学校給食の管理運営は設置者の判断によるものでございますが統一献立が大規模である場合には、食材の品質管理や確実な検収を受けられるので支障を来すおそれを考慮し、地域ブロック別や学校種別などの単位に分けるなど、適正な規模での献立作成を検討すると共に、献立作成委員会を設け学校栄養職員の意見が尊重されるような仕組みを整えるよう、「学校給食衛生管理の基準」により指導しているところでございます。

学校給食に使用する食材料の品質と安全性確保のため、給食用食材料は原則として国内産とし、輸入食品の使用をおさえるよう指導すること。とりわけ、次の点について努力すること。
ア．米は今後とも県内産の新米を確保すること。

07: 今後とも学校給食会において、県内産米を供給するよう働きかけて参ります。

イ．パンの小麦粉はすべて国内産とすること。

07: 県産小麦も学校給食会の努力により、十分パンで使用できるようになってきた経緯があることから、地産地消の推進の観点からも今後とも国産・県産小麦の使用を推進して参りたいと思います。

ウ．有害な残留農薬が検出された輸入農産物や、遺伝子組み替え食品を学校給食に使用しないよう市町村を指導すること。

07: 学校給食用食品につきましては各市町村において点検し、有害又はその疑いのある食品であることが判明した場合には、適切に措置を講ずるよう指導しているところでございます。また、遺伝子組み替え食品については表示が印刷されその食品を利用するかどうかについては実施者である市町村が物資購入の際にそれぞれの実情に応じ適切に判断することとされております。

当日焼きのパンや炊飯後2時間以内の米飯が納品できるよう、地元業者の利用を含めたシステムづくりを検討すること。

07: 当日焼きのパンについては工場や配送の問題等から現在は困難であると存じます。炊飯後2時間以内の米飯につきましても供給量や配送等の問題から困難ではございますが学校給食会に対し炊飯後の速やかな配送につきまして各工場へ指導するよう働きかけているところでございます。

米と牛乳の補助金を、納入価格に反映した形に復活させるよう国に要望すること。

07: 学校給食米の補助制度については平成9年6月の財政構造改革関係の閣議決定に基づき廃止されたものであり、米の補助

金については大変困難であると考えております。また牛乳については、農林部に於いて埼玉県学校給食用牛乳供給事業費実施要領により実施されております。平成17年度から供給計画日数に応じた一定額の予算総額を提示し、定められた事業メニューから実施する交付金方式となり一本当たり50銭の補助は廃止されたところでございます。

牛乳の空容器の回収については、牛乳の納品と別の配送車で行うこと。また、牛乳の納品時の温度管理を徹底するよう業者を指導すること。

07:各市町村において学校給食用牛乳の紙容器リサイクルについてご尽力いただいているところでございます。その実情に併せた対応をお願いしているところでございます。学校給食用牛乳供給事業を所管している県農林部畜産安全課に引き続き情報を提供して参りたいと存じます。

牛乳は、資源リサイクルの考え方からも、紙パックではなくリユース可能な「瓶装」に切り替えるよう指導すること。

07:資源リサイクルにつきましては各市町村におきまして各紙容器リサイクルについてご尽力いただいているところでございます。学校給食用牛乳供給事業を所管している県農林部畜産安全課に引き続き情報を提供して参りたいと存じます。

安全な地場産の農産物を積極的に取り入れるよう、農林部などと協議し具体的な導入に向け検討すること。

07:地場産農産物の活用につきましては使用食品の種類や流通形態など各自治体毎に異なりますが、今後とも農林部と提携し、地場産農産物の活用に取り組んで参りたいと存じます。

災害時に備えて給食室の安全点検を行政の責任で行うとともに、被災者への非常時炊き出しなどに対応できる施設設備を整えるよう市町村を指導すること。

07:学校給食施設の防災対策については各市町村の実情に於いて実施されているところでございます。

以 上